

資料

指定管理児童館での保育実習Ⅲ受け入れについての一考察

松田 賢一, 三上 香澄

**A Consideration on Acceptance of “Childcare TrainingⅢ” at a
Children's Center Managed by a Designated Administrator**

Kenichi MATSUDA, Kasumi MIKAMI

函館短期大学紀要

第49号

2022年3月

【資料】

指定管理児童館での保育実習Ⅲ受け入れについての一考察

松田 賢一, 三上 香澄

A Consideration on Acceptance of “Childcare TrainingⅢ” at a Children's Center Managed by a Designated Administrator

Kenichi MATSUDA, Kasumi MIKAMI

要旨

A学校法人・指定管理C児童館で、B短期大学の学生1名の保育実習を引き受けた経緯がある。保育士養成を行っているB短期大学から今後継続的に保育実習Ⅲの実習を指定管理児童館で引き受けるに当たり、実習を受けた経験から養成校側と児童館側についての課題を検証し整理した。その結果、養成校側にとっては、同じ法人内に保育所を除く児童福祉施設が存在することは、実習配当上また連携・協働の観点から実習がスムーズに実施できるという利点がある。児童館側にとっては、実習生を受け入れることにより、指定管理児童館厚生員が将来の保育士を育てることへの使命感が生まれ、双方にとって効果的であるという結論を得た。

キーワード：児童館，指定管理，保育実習Ⅲ，実習受け入れ

1 はじめに

児童館は、児童福祉法第40条に定められた屋内型の児童厚生施設である。その目的は「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする」¹⁾と定められている施設である。

児童館は児童福祉施設であることから、保育士養成課程に体系化されている保育実習の分類である保育実習Ⅲの対象施設でもある。

2021(令和3)年度、A学校法人B短期大学より、同法人が指定管理を受けているC児童館に施設実習の依頼があり、実習生1名を引き受けた経緯がある。その経験から保育士養成をおこなっているB短期大学の施設実習を今後継続的に指定管理児童館で受諾する上で双方にどのような課題等があるのかを検証することを本稿の目的とする。

2 児童館とは何か

(1) 児童館の源流

児童館の原型は「19世紀後半のイギリスの経済学者であるアーノルド・トレンビー等によって始

められた社会福祉事業であり、セツルメント運動と呼ばれた。セツルメントとは住み込むという意味である。19世紀後半のイギリスは貧富の差が激しく、労働者はスラム街のような所に暮らしていた。そこに学生やキリスト教関係者が住み込み、一緒に勉強したり、文化的活動をしたりと彼らの生活改善をするための活動をしていた。」²⁾ことによる。これが20世紀初めに日本に伝わってきた。他方「東京市(現：東京都千代田区)に設置された日比谷公園児童遊園とそこで発展した児童指導の考え方が児童館を含む児童厚生施設のルーツであるという捉え方もあり、児童館の誕生にまつわる歴史は多方面にわたる」³⁾という説もある。いずれにしても日本では、子どもからお年寄りまで、困っている人や苦しんでいる人達を何とかしようと様々な運動が行われた。その中に現在の児童館や放課後児童クラブのような活動があった。

(2) 児童福祉法定

日本は太平洋戦争に負け、沢山の人が死傷した。とりわけ子どもについては、戦争孤児・浮浪児・

少年犯罪の増加・栄養不足等様々な問題があり、この状況を何とかしようとして出来た法律が児童福祉法である。児童福祉法は、「1947（昭和22）年12月12日法律第164号として公布され、1948（昭和23）年1月1日から施行された。」⁴⁾ その制定理由は次の通りである。「現下の社会情勢に鑑み戦災孤児、引揚孤児、浮浪児等の保護並びに青少年の不良化防止及び教護等緊急な施策を実施するとともに、一般児童の保護、厚生等児童全般の福祉を推進するため児童福祉に関する法律を制定する必要がある」⁴⁾ ということである。

しかし、この法律が完成するまでは紆余曲折があったとされる。その経過を児童館に関連した部分抜き出してみると次の通りである。⁴⁾

- | |
|--|
| <p>(1) 児童保護法案要綱大綱案（昭和21年10月15）
第2章 児童保護施設 第16
「八、児童文化施設とは、児童遊園地、児童図書館、児童劇場その他児童文化の向上に資すること」</p> <p>(4) 児童福祉法要綱案（昭和22年1月6日）
第2章 健康及び文化
「第32条 公共団体又は私人は勅命の定めるところにより、児童遊園、その他の児童の保健又は文化に関する施設を設置することができること」</p> <p>(7) 児童福祉法案（昭和22年6月2日）
「第47条 児童厚生施設とは、児童遊園、児童館等屋内または屋外で、児童に健全な遊びをあたえて、その健康を増進し情操をゆたかにする施設をいう」</p> <p>(9) 児童福祉法案（昭和22年8月11日）
第3章 児童福祉施設
「第38条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする」</p> |
|--|

この経過から読み取れることは、昭和21年10月の時点は「児童福祉法」ではなく「児童保護法」であり、「児童厚生施設」ではなく「児童保護施設」という名称であった。それが3か月後には「児童福祉法」に変わった。また、昭和22年1月から6月までの5か月の間に施設の名称が「健康文化施設」から「児童厚生施設」に転換したこと

が分かる。法案が完成するまでに様々な議論が交わされたことが推測される。このことを西郷（2017）は次のように解説している。「一般的な文化の向上自体が政策意図ではなかったことは『文化』という呼称を施設名として使用しなかったことから推測される。教育と異なる目標と方法を持った施策を児童福祉分野につくらなければならず『厚生』という用語、そして『情操をゆたかに』という用語で教育と区別したわけである。」⁴⁾ と述べている。

また「厚生」という意味についても同じく西郷（2017）は次のように述べている。「『厚生』という用語は広辞苑によれば『書経』の『正徳利用、厚生惟和』から出ており『人民の生活を豊かにすること』⁴⁾を指すとある。

(3) 児童厚生施設としての児童館・児童厚生員

これまで述べた通り、児童福祉法は保護という考え、即ち困っている状況から助けて世間並にしてあげるということから、「子どもたち一人ひとりの個性や可能性を最大限に発達させることだ」という考えに変わり、それに基づき『健全育成』という新しい理念が生まれた。⁵⁾ 遊びを手段とした児童の健全育成を担う施設として児童福祉法第40条に盛り込まれたのが「児童館」であり、児童館は健全育成という新しい理念を体現する施設だと言える。その児童福祉法法文作成に携わった松崎の日記に次のような言葉がある。『児童は歴史の希望である』⁶⁾ この言葉は、子どもの未来を予見した素晴らしい言葉であると考えられる。

その児童館の数は、厚生労働省の統計⁷⁾によると児童福祉法公布の1947（昭和22）年は44施設であったが、2019（令和元）年度は4,453施設となった。内訳は、公営が2,553施設、民営が1,900施設である。また、児童館は昭和40年代から50年代に「かぎっ子」の増加等により急激に増加したものの、2006（平成18）年の4,718施設をピークに横ばいで推移している。そして、児童館で働く職員の職名は「児童厚生員」と定められた。その意味は、「子どもの『生（生活・人生・Life）』を「厚くする（豊かにする）人』²⁾ という意味で専門性を感じさせる名称として現場に親しまれていたが、1998（平成10）年、名称が国の基準で一般的なものにしようということで「児童の遊びを指導する者」に改正された。児童福祉施設の設定及

び運営に関する基準によると、遊びを指導するに当たって遵守すべき事項として、「第39条：児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。」¹⁾となっている。屋内型の児童厚生施設である児童館は、ただの遊び場ということではなく、「遊びの指導の場」であり、前述のような目的を達成することである。また、遊びは、健康を増進し、又情操をゆたかにするための手段であり、その「遊びを通して健康を増進するとともに意識や態度、感受性や情操を豊かにするための施設」⁴⁾として児童館は位置づけられている。

(4) 児童館ガイドラインの制定

児童館運営については、当初日本では統一した運営のマニュアルがなかったが、平成の後半から児童館の活性化・児童館の再構築が叫ばれ、全国の児童館の質の向上と標準化を狙いとして、2011(平成23)年3月31日「児童館ガイドライン」が完成し、全国の自治体に発出された。その6年後に次のような背景から「児童館ガイドライン」の改正が必要となった。その一つが2016(平成28)年に児童福祉法が改正されたことにより、整合性を取る必要性がでてきたことである。特に児童福祉法の理念に児童の権利に関する条約の精神を基にして、子どもの「意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」(第2条)¹⁾と明文化された。

2つ目は、「児童虐待の通告件数の増加、子どもの貧困、配慮や支援を要する子どもの存在等、子どもと家庭をめぐる今日的課題が指摘されていることに対応できるよう」³⁾児童館の機能・役割を強化していくことが期待されるためである。このように法改正や社会の実情に合わせて児童館ガイドラインの見直しは課題となり、『「今後の地域の児童館等の在り方検討ワーキンググループ」にて検討が行われ、2018(平成30)年9月に改正案がとりまとめられ、これを厚生労働省が受け、10月に児童館ガイドラインを改正し、自治体に通知した。平成23年度版の旧ガイドラインは、6項目25節・約5,500字であったが、改正ガイドラインは、9章39項目・約14,700字に拡充」²⁾されるとともに、児童館職員が具体的に参照できるような

平易な文章表現になった。改定のポイント⁸⁾は以下の通りである。

- ① 児童福祉法改正及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益の優先等について示した。
- ② 児童福祉施設としての役割に基づいて、児童館の施設特性を新たに示し、ア拠点性 イ多機能性 ウ地域性の3点に整理した。
- ③ 子どもの理解を深めるため、発達段階に応じた留意点を示した。
- ④ 児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めたこと。
- ⑤ 子育て支援の実施について、乳幼児支援や中・高校生世代と乳幼児の触れ合い体験の取り組みの実施等内容を加筆した。
- ⑥ 大型児童館の機能・役割について新たに示したこと。

現在の児童館運営は、改正児童館ガイドラインにより運営がなされている。特に2点目にある「児童館の施設特性(拠点性・多機能性・地域性)は、今回の改正で新設された総則の中に、児童館の理念や社会的責任等と合わせて明記された事項で、現代の児童館の在り方」³⁾を示すものであるといえる。

3 指定管理者制度について

指定管理者制度とは、藤丸(2015)によると「公の施設の管理・運営を法人やその他の団体が代行する制度であり、2003(平成15)年の地方自治法改正により、児童館でも指定管理者制度が導入できるようになった。」⁹⁾である。A学校法人は、児童館指定管理者募集要項に従って応募をし、2015(平成27)年度より函館市D児童館・函館市C児童館・函館市E児童館の指定管理者となり2020(令和2)年度より2期目の指定管理者として現在、函館市F児童館・函館市C児童館・函館市E児童館の指定管理者として管理・運営をおこなっている。

2021(令和3)年2月のA学校法人児童館職員合同研修会に於いて、函館市子ども未来部次世代育成課・G課長が「函館市における指定管理児童館への期待」¹⁰⁾と題し、児童館への指定管理者制度導入の過程と一期終了しての評価等についての

講演がおこなわれた。その内容をレジュメから一部抜粋する。内容は以下の通りである。

1 函館市児童館における指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者制度導入の経過

本市では、民間事業者の新たな発想による子どもの遊びの広がりや柔軟な手法による地域との連携事業のさらなる推進といった市民サービスの向上を期待して、平成27年度からD・C・E児童館の3館に試験的に制度を導入した。

(2) 指定管理者制度導入に係る検証

平成30年度に、今後、児童館に指定管理者制度を導入する事について、平成27年度から平成28年度までの実績をもとに、市民サービスの向上や利用者数、管理料の縮減等の観点について検証を行った結果、指定管理者制度を導入する事自体に問題はなく、設置の目的に沿った管理運営がなされた。

① 市民サービスの向上

民間事業者ならではの手法により魅力的な事業が実施されたことにより市民サービスの向上が図られ、児童館全体で利用者数が7.9%減少する中、指定管理児童館にあってはわずかに0.3%の減少に留まった。日常の館内活動における魅力づくりの大切さが改めて浮き彫りになった。

② スクールメリット

3館合同の行事や自主事業を実施することにより、他校との交流が生まれ利用者から好評であった。また、3館を一括して同事業者が管理運営することにより、休暇取得職員がいる児童館に他館職員を配置してカバーするなど柔軟な職員配置が可能となったほか、設備点検を一括して再委託することや除雪業務の委託契約をシーズン契約にするなどの工夫により経費節減が図られたことから、複数館を一括して同一事業者が管理運営することは、サービス向上および経費削減の面から効果があった。

2 函館市指定管理児童館へ期待する事

検証の結果、市民サービスの向上や管理料の縮減等から目的に沿った管理運営がなされたところであるが、今後は、指定管理児童館として5年間で得た知識と経験を生かすとともに「改正児童館ガイドライン」の改正点を踏まえた、新しい児童館の機能・役割を構築し実践することを期待する。

前述の通り、A学校法人が指定管理下にある3館の児童館は目的に沿った管理運営がされているとある程度の評価を得ていると同時に一期5年間の経験・知識を生かし改正された児童館ガイドラインを踏まえた児童館としての役割を実践してほしいという願いが込められていることが理解できる。

4 保育士養成課程における児童館実習の位置づけ

(1) 保育士資格取得の為の保育実習

保育実習は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成30年4月27日子発0427第3号)「保育実習実施基準」¹¹⁾により実施することになっている。Table 1は、「保育実習実施基準・履修の方法」の抜粋である。保育士資格取得の為の保育実習は、必修科目として保育実習Ⅰ・4単位(保育所実習2単位と保育所以外の施設実習2単位)に加え、保育実習Ⅱ(保育所実習2単位)・保育実習Ⅲ(保育所以外の施設実習2単位)のいずれか一方を必ず選んで実習を行わなければならない。即ち保育実習Ⅱと保育実習Ⅲは選択必修科目という位置づけである。保育実習Ⅱは保育所という同一種の施設での実習であるが、保育実習Ⅲでは、児童厚生施設をはじめ他の社会福祉施設諸法令に基づき設置されている施設での実習で、実習施設の種別は広範囲である。

(2) 保育実習Ⅲの変遷と児童館の社会的役割

現在の保育実習実施基準の始まりは、「保育実習指導のミニマムスタンダードVer. 2」¹²⁾(以下、「ミニマムスタンダード」)によると1962(昭和37)年で各都道府県知事・各指定都市の市長宛てに通知された「保母養成所における保育実習の実施基準等について」である。児童館が保育実習の対象施設となったのは、1970(昭和45)年厚生省児童家庭局長通知「保母養成所における保育実習の実施基準等について」の一部改正について(児発第567号)による。

その内容は、保育実習Ⅰ：乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院及び保育所(A)。保育実習Ⅲ：(A)に掲げる保育所以外の児童福祉

Table 1 保育実習実施基準 履修の方法

実習種別 (第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設(第3欄)
	単位数	施設におけるおおむね の実習日数	
保育実習Ⅰ (必修科目)	4単位	20日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2単位	10日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2単位	10日	(C)

(A)・・・保育所、幼保連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園

(B)・・・保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業

(C)・・・児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所及び幼保連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。)

※保育実習(必修科目)4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

※2018(平成30年)厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(子発0427第3号)(別紙2)保育実習実施基準より抜粋

施設のほか精神薄弱児通園施設及び児童厚生施設となっており、児童厚生施設が新たに加えられた。保育実習Ⅲに児童館が対象施設として加えられたことについて、森(2011)は次のように解説している。

「この時期は、子どもを取り巻く環境に大きな変化が生じた時代である。高度経済成長の下での都市化、工業化に伴う子どもの安全な遊び場の不足、交通事故の多発、受験競争の激化、テレビの普及などによる生活の変化、仲間集団の減少や人間関係の希薄化などを背景として、児童館の役割としての『子どもの健全育成』へのさらなる期待が求められた時代であったといえよう。社会環境の変化に伴い、保育需要と保育の専門家の質的向

上が求められる中で児童館が保育実習の対象施設として加わったことは、意義深い。保育士養成の視点からも児童館の社会的役割が理解できる。」¹³⁾ 当時の時代背景から児童館の役割と期待が込められていることが理解できる。

(3) B短期大学の保育実習カリキュラム

Fig. 1. は、B短期大学における保育実習のカリキュラムを図式化したものである。B短大の実習の形態は、1年次終了時の2月中旬に全員保育実習Ⅰ(必修)の保育所にて実習を実施する。1年間座学中心の学習を終えて、初めて現場での実習を体験する。ここでの実習は、観察実習を主としながら状況に応じて子どもと関わる様指導している。

そして、実習の振り返り・全体反省会等を踏まえ1年間の締めくくりとしているのが特徴である。2年次に進級後、保育実習指導の講義等を通して、1年次での保育所実習を更に振り返り、学びの課題を整理し、6月中旬からの実習に備えている。2年次の最初の実習は保育実習Ⅰの必修・施設実習と保育実習Ⅱ・選択必修と分かれての実習となる。

B短大では、1年次の秋に函館市近郊の児童福祉施設等に1日かけて訪問し、事前に施設について学習機会を設け、施設実習がスムーズに行くような配慮を保育実習指導の授業に組み入れている。施設についての経験不足を補う内容になっていることから、学生たちは抵抗なく実習に向かうことができている。また、施設実習終了後の振り返り・反省会に於いて、次に施設実習に出る学生たちが事前に課題等をしっかり確認し、実習に出られることもB短大の特色であると感じる。

Fig. 2. は、森 (2011) 作成¹³⁾ 必修科目の保育実習Ⅰをベースとして、選択必修の保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲを分散しておこなう一般的な保育実習の形態型である。

Fig. 3. は、Fig. 1. のB短大の保育・教育実習のカリキュラムを段階的に示した実習の図である。B短大は、幼稚園教諭二種免許も取得できることから、保育実習と合わせて教育実習がおこなわれている。B短大のもう1つの特徴は、保育実習の実習日数にある。保育実習実施基準・履修の方法 (Table 1) では、施設におけるおおむねの実習日数は10日間であるが、B短大は2週間と法令より2日間長い実習をおこなっていることである。学生たちにとっては保育現場での1日でも長い実習体験がより実践力が身に付く土台になっていくことから、保育の理論と実践を習熟させることの保育実習の目的に叶った実習数であると感じる。

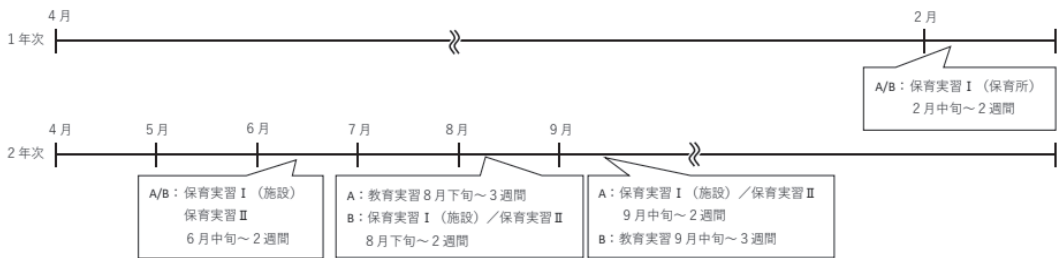


Fig. 1. B短期大学における保育・教育実習カリキュラム

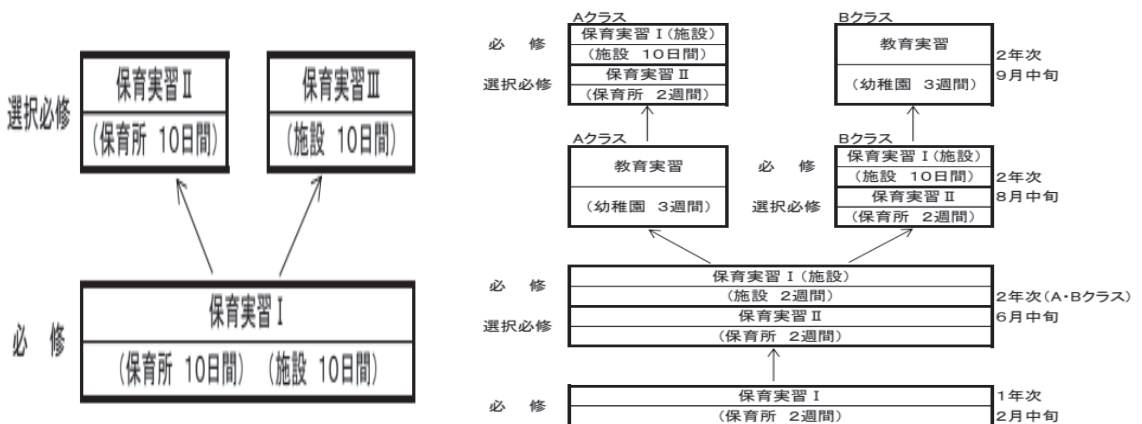


Fig. 2. 一般的な保育実習の段階

Fig. 3. B短期大学の保育・教育実習の段階

(4) B短大生の指定管理児童館実習受け入れ

2021（令和3）年8月、B短期大学から1名の学生の保育実習Ⅲ・児童館での実習を依頼された。指定管理児童館として初めてのことであることから児童館側としては戸惑いもあったが、同じ法人でもあり、C児童館の館長・副館長と指定管理児童館事業責任者である筆者と打ち合わせを数回持ち、受諾することになった。実習期間は児童生徒の夏季休業中とし、2021（令和3）年8月16日から28日までの2週間とした。事前のガイダンスは、同年・8月6日の午前中に児童館事業責任者とC児童館館長でおこなった。内容としては、①児童館とは何か②C児童館の特色③児童館ガイドラインについて④実習課題の持ち方について⑤勤務形態について等であった。

実習生Hは、社会人としてA短大に入学し、子育てをしながら保育士取得を目指している学生である。自分の子どもと同じ年齢の子どもたちが児童館に来館していることから、抵抗なくスムーズに実習がおこなわれた。児童館側としても初めての実習生であることから、実習生に満足した内容で実習できているか心配であったが、毎日の実習振り返り、疑問な点について実習生自身が積極的に質問していることから、概ね良好な実習が出来たものと感じた。その現われがH実習生の「実習を終了しての総合感想」¹⁴⁾に伺える。一部を抜粋して以下に記す。

*H実習生より「実習を終了しての総合感想」の掲載について許可済。

児童館についての知識も薄く、子どもたちとの関わりにも不安がありました。先生方が子どもたちとどのように関わっているかを学ばせて頂き、子どもたち一人ひとりについて少しずつ理解をして、その子に合った関わり方をしよう心掛けました。

児童館は、子どもたちにとって大切な居場所であるということを実習を通して実感することが出来ました。子どもたちが安全に安心して過ごせるように先生方や地域の方々が丸となり協力して作りあげられていることを感じました。

児童館について知らない人が多くいると思います。児童館がそのような人たちの居場所になるかもしれません。居場所がない子どもや子育て中の

方々にもっと児童館を知って欲しいと思いました。本当に2週間の実習で学んだこと得られたことが沢山ありました。そのことを大切に感謝しながら、もっと学びを深めていきたいです。

H実習生の総合感想から児童館での実習が充実していたことが理解できる。特に児童館ガイドラインの児童館の施設特性の「地域性」についての事が読み取れる。「児童館は、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができる。地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。」¹⁵⁾児童館は、地域に施設として存在することで、異なる年齢の子どもや地域住民との関わりができる場所であることと子ども自らの意思で来たい時に来て遊べる場所であるということを理解しただけでも児童館で実習した意義があったと感じた。

5 指定管理児童館で保育実習Ⅲを引き受ける際の課題と方向性

筆者は指定管理児童館の事業責任者の任に就き2年目を迎えた。前職がB短期大学の保育学科所属であったことから、保育実習Ⅲ・児童館での実習を実現したいと考えていた。

その際に、児童館側・養成校側双方にそれぞれいくつかの課題があることが今回の実習を引き受けて明確となった。その課題は次の通りである。

(1) 児童館側の課題

1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に「児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない」¹⁾とあり、その児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。「1 保育士資格を有する者 2 社会福祉士の資格を有する者 3 学校教育法の規定により、幼稚園・小学校・中学校・高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者等」¹⁾の記載がある。児童館は児童福祉施設であることから0歳から18歳の児童が使用できる施設である。特に、小学生以上が主に使用している現状があることから、児童の遊びを指導する者の多くは、小学校・中学校教諭の教員免許状取得

者が多い。A学校法人の指定管理児童館に於いては、保育士資格を有している指導者は2名であり、E児童館に於いては保育士資格取得者は居ない状態である。今後、保育実習Ⅲの児童館実習を引き受けることを前提として考えるならば、保育実習の指導上必要な保育士を確保し、それも過去に保育実習を担当した保育士が常駐していることが望ましい。

2)1)で述べた通り指定管理児童館では、保育士以外の免許を取得している指導者が多いことから、指定管理児童館内で保育士養成のシステム・保育実習の内容・保育実習実施基準等についての学習をしておく必要がある。特に、定期的にB短大の保育実習担当者との連携により保育実習指導の学習機会を設ける必要がある。このことは、保育実習実施基準の第3の実習施設の選定等の「保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように務めるものとする。」¹¹⁾に関わってくることから保育実習についての学習をしっかりとすることが求められる。

3)実習期間については、Fig. 1の通り、B短大は8月中旬からが保育実習Ⅲに該当する期間であるが、8月中旬からであれば、小・中学校は始業を迎えることから、8月上旬からの2週間が理想と思われる。

(2) B短期大学側の課題

1) I幼稚園・社会福祉法人J福祉会保育所に次ぐ、保育所を除く児童福祉施設の第3の実習先の確保として児童館は最適である。そのことを学生に認知させる方法で実習をスムーズにおこなえる手段を講じる必要がある。方法としては、児童館と連携し、保育実習指導の講義時間に学生たちに児童館について館長等から講義を受講すること。また、直に児童館に出向き様々な遊びを体験すること。そうすることにより、より児童館を理解し、実習がスムーズおこなわれるものと考えられる。

2)保育実習Ⅲは2年次開講であることから、1年次から児童館実習について告知をし、ボランティア等を通して児童館への理解を深めることが肝要である。更には保育実習Ⅲについては選択必修科目であることから、どのくらいの学生たちが保育実習Ⅲを選択するか予め把握しておく必要がある。

3)児童館側の受け入れ体制もあることから、1

館2名以内が妥当である。3館に保育士が揃っているとすると6名まで実習受け入れ可能であると考えられる。

以上のようにそれぞれ双方の課題を克服していく事で、児童館での保育実習Ⅲが継続的に可能になるものと思われる。

6 まとめ・考察

保育実習の目的は「保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させること」¹¹⁾となっている。この目的を達成する上で考慮すべき理念・原則についてミニマムスタンダードでは次のように解説している。

「座学と実学との往還を通して、その専門性を確実に習得するプロセスは、保育とは何か、保育士とは何かを確かめ、その意義を深める実に多くの機会を提供してくれる。実習体験は、保育士の意義、保育士の職責を確認するプロセスとして多くの可能性をもち、保育の専門性や保育の価値に関する具体的確認とともに、保育者としてのアイデンティティ形成の端緒を提供してくれる。」¹²⁾としている。

保育士を目指して入学した学生は、座学（講義・演習等）を通し、保育士として必要な科目を履修しながら、ぼんやりと保育士とは何かを理解していく。そして、実習を通して保育士とは何かを確認していくことになる。B短期大学でいうと1年次全ての授業が終了後、初めて保育の現場に赴き保育実習Ⅰ（保育所）を2週間経験し、保育士の日々の子どもへの援助や関わり方・保育士の業務内容や倫理・子どもの発達過程等をこの目で確認し、保育士の仕事の実験を体験する。そして、今の自分に不足なものは何かを確認し、次の2年次の座学・実習へと繋げていく。このプロセスが自分の目指す保育士像を確かなものへと導いていく。特に実習（現場）での体験が学生たちを大きく成長させる土台となる。これまで述べてきた通り、児童館に於いても幼稚園・保育所同様、地域に根ざした様々な子育て支援活動が展開されている。「はじめに」に述べた通り、児童館は児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的としており、その主な活動は、「①子どもの健全育成②子育て家庭支援③地域福

社促進の諸活動があげられる。また、近年では中高生の居場所づくり等多様な取り組み¹³⁾が進められている。

保育実習Ⅲについては、「保育実習Ⅰでの実習体験および学びを踏まえ、保育士としてのより高い専門性を得ることとなっている。特に保護者支援・家庭支援は保育士の専門性にとって重要である。」¹²⁾このことから、保育実習Ⅲならではの児童厚生施設（児童館）での実習は、「子どもの遊びの充実や子育て支援に関わる専門的人材として、保育士養成の視点からも有効」¹³⁾であると考ええる。

B短大において、指定管理児童館が実習施設になることによって、I幼稚園・付設の保育所（2か所）に加え、保育所以外の児童福祉施設での実習が出来ることは、実習配当上・同じ法人故の連携・協働がスムーズにいくことを踏まえとても有効的であると考ええる。また、短大としても学生募集活動において、同じ法人内で実習ができるということアピールできるという利点がある。

指定管理児童館としては、実習生を受け入れることにより、日々の活動の点検・児童厚生員の資質の向上・将来の保育士を育てるという使命感等が生まれ、児童館運営に効果的であると考ええる。

A学校法人が指定管理を受けた児童館に於いては、他の児童館との差別化と民間ならではの魅力的な事業の展開という点では申し分ないと考ええる。

むすびに「保育実習において、養成校と保育現場の連携・協働が提起」¹³⁾されている。それは、ともに保育者を育てるという立ち位置に他ならない。A学校法人は、それが出来る保育士養成校と保育現場であると確信している。

引用文献

- 1) 大豆生田啓友，三谷大紀編.最新保育資料集. ミネルヴァ書房. 2019, 24. 86. 135
- 2) 野澤秀之，児童館論. 一般社団法人児童健全育成推進財団. 2019, 6. 9. 15
- 3) みずのりサーチ&テクノロジーズ. www.mizuho-Ir.co.jp, 2019, 社会動向レポート地域の「子ども施設」としての児童館の役割, 児童館をめぐる政策の変遷, 2. 5. 8
- 4) 西郷泰之，児童館の歴史と未来－児童館の実践概念に関する研究－, 明石書店. 2017, 25. 89-93.
- 5) 野澤秀之，児童館論. 一般財団法人児童健全育成推進財団. 2019, 7
- 6) 岩網良. 一般財団法人児童健全育成推進財団. 健全育成論. 2020, 7
- 7) 厚生労働省, <https://www.mhlw.go.jp>, 児童館について, 2021, 12, 2閲覧
- 8) 阿南健太郎，児童館論. 一般社団法人児童健全育成推進財団. 2019, 9
- 9) 藤丸麻紀，児童館の意義・役割に関する分析, 和洋女子大学紀要, 第55集, 2015, 58
- 10) 函館市次世代育成課G課長. 2021, 「函館市における指定管理児童館への期待」, 2021, 2-3
- 11) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長.指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について. 保育実習実施基準, 2018. 第1保育の目的, 第3実習施設等の選定
- 12) 一般社団法人全国保育士養成協議会. 保育実習指導のミニマムスタンダードver 2「協働」する保育士養成. 中央法規出版株式会社2017, 3.5.15-16 91
- 13) 森知子. 保育専門職としての意識を高める児童館実習の学び－保育士養成課程における保育実習Ⅲの位置づけから－. 聖和論集. 第39号. 2011, 28-29. 34
- 14) A短期大学. H実習生施設実習日誌. 「実習を終了しての総合感想」, 2021
- 15) 児童館ガイドライン. 厚生労働省子ども家庭局長通知. (平成30年10月1日子発1001第1号) 3施設特性 (3) 児童館の特性 ③地域性.

